

ショートステイ 特定入所介護サービス費（食費・居住費の軽減）

利用者負担段階	負担限度額（1日につき）		合計
	居住費	食費	
第1段階	820	300	1120
第2段階	820	390	1210
第3段階	1310	650	1960
第4段階（減額なし）	1970	1380	3350

※1日の食事負担額は 1380円 です。…（朝食） 300円（昼食） 540円（夕食）540円

※第1、2、3段階は、食事回数（朝食、昼食、夕食）に関係なく、1日の負担限度額を頂きます。

※第4段階（減額なし）は、食べた食事回数のみ頂きます。

☆ 第1段階… 高齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税者の方。または生活保護受給者。

☆ 第2段階… 世帯全員が市民税非課税者であって、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方

☆ 第3段階… 世帯全員が市民税非課税者であって、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方

「特定入所介護サービス費」による、負担軽減の対象となる人は、
「介護保険負担限度額認定証」の申請をし、交付を受けてください。
また、有効期限は1年間ですので、1年ごとの更新申請が必要になります。